

建設工事に係る技術者等の 「直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類」について

健康保険被保険者証（健康保険証）を有効とする経過措置が令和7年12月1日に終了したため、令和7年12月2日以降「健康保険被保険者証」は雇用を確認できる添付書類として使用できません。

今後、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類については、下記いずれかの書類の写しを提出してください（業務委託等についても準用することとします）。

雇用関係が確認できる書類

1. 監理技術者資格者証

有効期限内で、事業者名称が記載されているもの

2. 住民税特別徴収税額通知書・変更通知書

最新年度のもの

3. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

「入札の申込みのあった日」現在に適用中の年月であるもの

（新規雇用された者は3ヶ月以上前の資格取得年月日を確認できるもの）

4. 所属会社が発行した雇用証明書（様式に指定はありません。）

氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用年月日の記載があり、代表者印が押さ

れたもの

5. その他上記に準ずる資料

※必要項目（本人氏名、生年月日、事業所の所在や名称、資格取得年月日等の分かる部分、書類の発行年月日）以外の項目は、マスキングをした上でご提出ください。